

「破産管財人口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より、京都銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年4月3日（月）より、破産管財人が手続きのために開設する破産管財人名義の口座について、事務負担等を考慮し、口座開設手数料を新設いたします。

今後とも一層の金融サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新設日	2023年4月3日（月）
対象となる業務	破産管財人口座の新規開設 (既存口座を破産管財人名義へ変更し、破産管財人口座とする場合を含む)
手数料内容	1件あたり 11,000円（税込）

※ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。